令和6年4月に小川町立小・中学校に入学されるお子様の保護者の皆様へ

入学準備金（就学援助費）のお知らせ

本町では、小川町の小・中学校に入学されるお子様の保護者で、就学援助制度の認定を受けることができる方に、入学準備金（新入学児童生徒学用品費等）を支給します。

○入学準備金を受けることができる方（要件）

令和6年3月1日時点で以下の全ての要件を満たす方

1. 令和6年4月1日に小川町立小・中学校に入学予定のお子様の保護者
   ※入学届を提出した方。
2. 原則として小川町に住民登録がある方
3. 次の条件のいずれかに該当する方
   （1）町民税が非課税又は減免されている方
   （2）固定資産税の減免を受けている方
   （3）国民年金保険料の免除を受けている方
   （4）国民健康保険料の減免又は猶予を受けている方
   （5）生活福祉資金の貸付を受けている方
   （6）児童扶養手当を受給している方
   （7）同一生計の世帯全員の所得が町の定める基準未満の方
   （8）その他必要と認められる方（世帯の状況を確認し総合的に判断します。）

○就学援助が認定となる所得の目安

世帯人数	世帯構成	年間所得金額
5人	母(38歳)、子(中2)、子(小4)、祖父(68歳)、祖母(65歳)	359 万円未満
4人	父(42歳)、母(41歳)、子(中1)、子(小4)	311 万円未満
3人	父(40歳)、母(40歳)、子(小4)	244 万円未満
2人	母(29歳)、子(小2)	184 万円未満

※年間所得金額は、おおよそ以下の算出式のとおりです。（給与取得のみの場合）
「給与所得控除後の金額」－（「社会保険料控除額」＋「生命保険料控除額」＋「地震保険料控除額」）
※上記の基準額はあくまで目安です。実際の基準額は、世帯全員の人数、年齢、社会保険料等の控除額により異なります。

○申請手続きが必要な方

1. 「**小学校**入学準備金」を希望する保護者の方は、「小学校入学準備金（就学援助費・新入学児童生徒学用品費等）受給申請書」を必ず申請してください。
2. 「**中学校**入学準備金」を希望する方のうち、現在、就学援助の認定を受けていない小学6年生の保護者の方は、「就学援助費受給申請書」を申請してください。
   ※現在、就学援助の認定を受けている小学6年生の保護者の方は、上記の要件を満たしている場合、改めての申請手続きは不要です。他の援助費目と合わせて「中学校入学準備金」を3月に支給予定です。

裏面に続く

◎以下のいずれかに該当する場合は、本町の入学準備金の支給対象外となります。
・小川町立小中学校以外の学校(私立・国立・県立等)に入学する場合
・令和6年3月末日までに町外に転出される場合
・生活保護を受給されている場合

○申請手続きについて

1. 申請に必要なもの
① 申請書(申請書は学校教育課にあります。町ホームページからもダウンロードできます。)
② 印鑑(朱肉使用のものに限る)
③ 振込先の金融機関、支店名、口座番号が分かるもの(申請者と同一名義。)
④ 添付書類

申請理由	添付書類
要件3(1)～(5)	「決定通知書」等の証明書類の写し
要件3(6)	「児童扶養手当証書」の写し
要件3(7)	・令和5年1月1日時点で小川町に住民登録がある方は、添付書類は不要です。 ・令和5年1月1日時点で小川町に住民登録がない方は、住民登録のあった自治体で発行される令和4年分の「所得と控除の額が分かる証明書」(世帯全員分)を取得して提出してください。

※申請書・添付書類は1世帯につき1部提出してください。
※その他、世帯の状況により、必要な書類の提出を依頼することがあります。

2. 申請場所　小川町役場3階　学校教育課(郵送、学校への提出はできません。)
3. 申請期限　令和6年2月 29 日(木)
※ 申請期限後は、令和 6 年 3 月 29 日(金)まで申請を受付けますが、それ以降は受け付けられません。

○支給額・支給時期について

1. 支給予定額　小学校入学予定のお子様　50,000円／人
中学校入学予定のお子様　60,000円／人
2. 支給予定時期　令和 6 年3月下旬(申請期限までに申請され、認定された場合)
3. 支給方法　原則として保護者様の口座に振り込みます。

◎注意事項(必ずお読みください)

※認定にあたっては、住民票の有無にかかわらず同居している世帯員全員の所得の状況により判断します。単身赴任等により別居中の保護者も含みます。
原則として世帯分離していても同じ住所地・建物にお住いの方は全員同一世帯と見なされます。ただし、明らかに別生計であると証明できる場合は、証明書類を持参のうえお申し出ください。
※家庭状況が把握できないご家庭は、民生委員さん等関係機関に意見をお伺いすることもあります。
※入学準備金の支給を受けたのち、急な転出等により支給対象ではなくなった場合は、転出先の市区町村に対して、本町で就学援助制度の『入学準備金』を支給したことを通知します。
※令和6年度の就学援助費の受給は、別に申請が必要ですのでご注意ください。

問合せ　小川町学校教育課　就学援助担当　TEL　72－1221(内線272)